

尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム

設置及び運用事業者プロポーザル実施要項

令和4年11月

尼崎市 資産統括局 財務部 公有財産課

目次	ページ
1 目的	1
2 事業内容	1
3 設置場所及び概要	1
4 モニター及び番号案内表示システムの仕様等	2
5 設置条件	2
6 応募資格	3
7 スケジュール	3
8 申込方法	3
9 事業者の選定	4
10 申込後の手続き	4
11 決定事業者の取消し	4
12 その他	5
資料	
仕様書	6～8
誓約書	18
配置図	9～12
行政財産使用許可申請書	19～22
応募申込書	13
公有財産貸付申請書	23～26
企画提案書	14・15
尼崎市広告掲載要綱	27～30
企画提案書記載要領	16・17
尼崎市広告掲載基準	31～39

尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム設置 及び運用事業者プロポーザル募集要項

1 目的

本庁市民課窓口等に広告付き番号案内表示システムを導入することにより、窓口業務の効率化等市民サービスの向上と広告事業による自主財源の確保を行いながら、行政情報の発信と地域経済の活性化を図ることを目的として、同システムを設置し運営する事業者を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 事業内容

本庁市民課窓口ほか3サービスセンター窓口に番号案内表示機と一体となったモニター(液晶等ディスプレイ表示装置)を設置し民間広告を放映する番号案内表示システムを市に無償で提供をしていただきます。

また、事業の実施に伴い広告料及び行政財産使用料等を市に納付していただきます。

※モニターの広告放映枠の一部に行政情報を放映できるものとしてください。

3 設置場所及び概要

(1) 設置場所

施設名称	所在地	※来庁者数等参考数値 各窓口での取扱件数等(一日)
①尼崎市役所本庁(市民課)	尼崎市東七松町1丁目23-1(南館1階)	平均 448 件 最高 773 件
	本庁全体では1日平均約3,000人が来庁されています	
②阪神尼崎サービスセンター	尼崎市開明町2丁目1-1(開明庁舎)	平均 147 件 最高 263 件
③JR 尼崎サービスセンター	尼崎市潮江1丁目4番5号 アミング潮江プラストいきいき館3階	平均 233 件 最高 530 件
④阪急塚口サービスセンター	尼崎市南塚口町2丁目1-1-401 塚口さんさんタウン1番館4階	平均 390 件 最高 669 人

①の尼崎市役所本庁については市民課のほか南館1階国保年金課に広告用単体モニターの設置が可能です。

※来庁者数等参考数値について、窓口取扱件数イコール来庁者数ではありません。

(2) 概要

① 広告の放映時間は原則として、本庁舎は開庁日(祝日を除く月曜日～金曜日)の8時45分から17時30分まで、各サービスセンターは開庁日(祝日を除く月曜日～土曜日)の8時45分から17時30分までとします。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更することがあります。

② 音量について業務に支障のない程度とし各機材ごとに予め市の指示に従って設定するものとします。また、緊急時等やむをえない場合については、市でも音量調節ができることとします。

③ 業務に支障の出ない場所で放映広告主のパンフ置きラックを設置することを認めます。

4 モニター及び番号案内表示システムの仕様等

- (1) 設置機器等の内容 仕様書の別紙1を参照してください。
- (2) 広告用モニターについて
 - ① モニターにより放映する広告の内容については「尼崎市広告掲載要綱」「尼崎市広告掲載基準」を遵守してください。

5 設置条件

- (1) 事業期間は令和5年5月6日から令和9年12月28日までとします。
- (2) 使用許可等の期間は令和5年5月6日から令和6年3月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障ないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可等の更新を行うことは可能です。なお、更新については、申込条件を変更しないことを原則とし、4回の更新を限度とします。

更新の際は、別途、行政財産使用許可更新申請書(普通財産貸付更新申請書)の提出が必要です。

注:実質的な設置工事等は原則令和5年5月5日までに行っていただきます。詳細は事前に本市と協議の上、行ってください。また、日程については各施設管理者及び前受託者等と調整し、業務に支障が出ないよう円滑に作業を行ってください。

(3) 費用負担

- ① 設置事業者は、民間企業等から広告主を募集し、モニターに広告を放映することで得られる広告収入により、モニター及び番号案内表示システムの設置及び維持管理の経費(消耗品費等含む)を賄っていただきます。
- ② 決定した金額のうち、一部を使用料(1㎡あたり約356円)として納付し、残りは広告料として納付していただきます。使用料及び広告料は、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに当該年度分を全額前納するものとします。
使用許可期間が1年未満のものは、1年を360日(1か月30日)として計算し、1か月に満たない部分については、その日数をもって日割計算とします。
- ③ モニター等の設置及び撤去に要する工事費の一切の費用は事業者の負担とします。またモニター等の放映に必要な光熱水費等(電気料金等)についても、全額を事業者の負担とします。
- ④ 使用許可等の手続き及び履行に関する一切の費用は事業者の負担とします。

(4) 使用上の制限

- ① 使用料等の費用は期日までに確実に納付すること。
- ② モニター等を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。
- ③ 放映枠の中に行政情報の放映枠を設けること。
- ④ 放映スケジュール及び広告の内容に関する事項については、あらかじめ市と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けること。
- ⑤ 本市の承認を得ずに用途を変更しないこと。

(5) 維持管理責任

- ① 放映時間は、市役所及び各サービスセンターの開庁日の午前8時45分から午後5時30分までとし、電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生を可能とすること。
- ② 広告の放映枠数・回転数・管理等については、協議の上決定すること。
- ③ モニター等の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

- ④ モニターの故障、映像機器及び広告映像に関する問い合わせ並びに苦情については、事業者の責任において対応すること。また、モニターに故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑤ 事業者が、夏季休暇、年末年始等の休暇に入る際は、事前にその期間及び問い合わせ先を市に連絡すること。

6 応募資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、モニター広告の設置業務について実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力や信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に該当する者
 - ② 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
 - ④ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

7 スケジュール

項目	日程
申込受付期間	令和4年11月1日(火)～11月30日(水)
審査	令和4年12月1日(木)～12月中旬頃
事業者決定通知	令和4年12月下旬
協定書締結	令和5年1月
協議・準備	令和5年1月から令和5年5月まで
運用開始	令和5年5月6日(土)から

8 申込方法

- (1) 申込受付期間 令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水) 10時から16時30分まで
なお、12時～13時、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- (2) 申込受付場所 尼崎市役所本庁舎北館4階 公有財産課 尼崎市東七松町1丁目23番1号
- (3) 申込みに必要な書類
 - ① 広告付き番号案内表示システム設置事業申込書(本市所定様式)
 - ② 企画提案書(本市所定様式)
 - ア 機器等に係る仕様、規格、設置台数、及び設置方法
 - イ 機器等の保守、維持管理体制
 - ウ 広告の募集及び内部審査方法
 - エ 行政情報の発信方法

- オ 機器等の故障及び緊急時の対応方法
- カ 設置工事スケジュール
- キ 市へ納付可能な広告料の年額(消費税込み)

③ 誓約書(本市所定様式)

④ 資格審査資料

- ア 決算関係書(直近3期分の損益計算書、貸借対照表)
- イ 登記事項証明書(現に効力のあるもの)
- ウ 法人概要書(会社案内のパンフレット等)
- エ 類似業務の実績を示す資料

⑤ 印鑑登録証明書(現に効力のあるもの)

⑥ 設置する広告用モニターのカatalog(仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)

(4) 提出方法

募集期間内に(3)の申込みに必要な書類を持参により提出してください。(郵送不可)

企画提案書については8部提出してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については原本とします。(コピー不可)

9 事業者の選定

尼崎市広告付き番号案内表示システム設置及び運用事業者選定委員会において、提出書類等に基づき、機器等の仕様、業務実績、広告料の金額、その他企画提案書の内容を総合的に評価し、1社を選定します。なお、提出された企画提案書に対し、質問事項に回答していただく場合があります。

10 申込後の手続き

(1)令和4年12月下旬に文書にて通知するとともに、本市ホームページで公表します。

(2)設置事業者に決定した事業者(以下「決定事業者」という。)は、この募集要項の詳細部について別途「尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム設置及び運用事業協定書」を締結します。

(3)決定事業者は、各施設担当者に確認の上、次の書類を提出してください。また使用許可等については、原則として応募申込書に記載された名義で行います。

①行政財産使用許可申請書(本市指定様式)

申請書に記載されている添付書類も提出してください(提出済みのものは除く)

※JRサービスセンター及び阪急塚口サービスセンターについては、普通財産貸付申請書(本市指定様式)を提出後、賃貸借契約を締結します。

11 決定事業者の取消し

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを申請しなかった場合

(2) 決定事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合

(3) 許可期間中に本市が許可物件を、公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は、許可条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

12 その他

- (1) 提出された資料等は一切返却いたしません。
- (2) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とします。
- (3) 審査の経緯の公表は行いません。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けません。
- (4) 提出機器等設置の際は、安全管理に努めてください。
- (5) 提出に要する費用は、申込者の負担とします。
- (6) 本実施要項に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、尼崎市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。
- (7) 決定事業者は、許可期間が満了し、または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、決定事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

以上

別紙1

1 設置機器等の内容

設置する機器等は以下の項目を基本にしてください。なお、これらに代わる最適なものがあれば提案してください。また、機器間の相性については、適切なものとなるよう配慮すること。

機器名等	本庁舎 (市民課)	JR尼崎 サービス センター	阪神尼崎 サービス センター	阪急塚口 サービス センター
①受付番号発券機	1	1	1	1
②受付番号案内ディスプレイモニター	1	2	1	2
③交付番号案内ディスプレイモニター	1	2	1	6 (うち2台 は簡易型)
④番号表示機	8	5	4	0
⑤個別操作機	14	13	6	19
⑥管理者用操作機	4	4	2	5
⑦広告用ディスプレイモニター	1	2	1	2
⑧本庁舎内広告用ディスプレイモニター (国保年金課窓口上)	2	0	0	0
⑨広告パンフ用ラック	3ヶ所	2カ所	1ヶ所	2カ所
⑩関係消耗品	1式	1式	1式	1式
⑪保守管理	1式	1式	1式	1式

各施設の配置は別図（P9～P12）を参照すること。（各機器の設置場所は現況を基本とする。）

(1) 各機器類の主な機能について

① 受付番号発券機

- ◇ 1台で10業務以上を発券できるもので、操作が1回で完了するもの。
- ◇ 各サービスセンターについては、平日と土曜日で行う業務が異なるためカレンダー機能を有するなど画面変更等が可能なもの。
- ◇ 設置後に画面表示の変更ができるもの。
- ◇ 発券番号は4桁まで表示ができるものとし、複数業務別、業務グループ別に発券番号帯を設定できるもの。
- ◇ 業務別待ち人数を常時表示できるもの。
- ◇ 多言語表示切替ができるもの。

② 受付番号案内ディスプレイモニター

③ 交付番号案内ディスプレイモニター

《共通》

- ◇ モニターは薄型で設置場所に応じて表示する番号等が明瞭に見える適当なサイズをとる。
- ◇ 表示する番号は、4桁まで表示し、同時にチャイムと音声により受付窓口番号・受付番号をフロアに知らせるものであること。
- ◇ 画面最下部にテロップ表示を1行表示し、職員にて適宜、作成・表示できるもの。
- ◇ 設置後に画面表示の変更及び音量の調節が容易にできるもの。

- ◇ 窓口操作機の再呼出操作により再表示・呼出ができること。また、誤作動による表示の取り消しができるもの。
- ◇ 阪急塚口サービスセンターは番号表示機を設置しないので、交付番号案内ディスプレイモニターで番号案内表示できること。
- ④ 番号表示機(市民課、JR 尼崎・阪神尼崎サービスセンター)
 - ◇ 窓口操作機と連動したもの。
- ⑤ 個別操作機
 - ◇ 操作機は各機器と連動し、かつ、持ち運びが可能なもの。
- ⑥ 管理者用操作機
 - ◇ 窓口の取扱状況等が把握できるもの。
- ⑦ 広告用ディスプレイモニター
 - ◇ 受付用及び交付用表示モニターと併用して設置すること。
 - ◇ 音量について業務に支障のない程度とし設置機器ごとに予め市の指示に従って設定するものとする。
 - ◇ 緊急時等やむをえない場合については、市でも音量調整ができること。
- ⑧ 本庁舎内広告用ディスプレイモニター
 - ◇ 国保年金課窓口上部に広告用モニター単体を設置することができる。
 - ◇ 音量について業務に支障のない程度とし設置機器ごとに予め市の指示に従って設定するものとする。
- ⑨ 広告専用ラック
 - ◇ モニター広告放映広告主のチラシが置けるラックを業務に支障が出ない範囲で別途設置することができる。(ラック付モニター以外)
- ⑩ 関係消耗品
 - ◇ システムを稼働させるために必要な消耗品を提供すること。
- ⑪ 保守管理
 - ◇ システム関係機器のメンテナンスについて、機器間の相性の適性を含めて適切に行い、常時、正常な稼働を保持するよう一切の保守管理を行うこと。また、破損、事故、突発的なシステム障害等のインシデント発生時には、十分な予備機を保持するなど、速やかに障害復旧対応できる体制を構築すること。なお、本庁は、年度末最終及び年度初め土曜と平日(月一金)及び各サービスセンターは、月一土の対応を行うこと。

(2) 来庁者集計機能について

- ① 来庁目的別集計機能を有すること。
 - 1-(1)-①の業務ごとに自動で集計ができ、また、各業務を任意に組み合わせで集計が可能とすること。なお、集計については、1日平均など年次集計や来庁者動向の分析が可能とすること。
- ② 時間別来庁者集計機能を有すること。
- ③ 窓口別及び時間別処理件数集計機能を有すること。

(3) 混雑状況対策

- ①混雑状況配信機能
 - 窓口の混雑状況を YouTube のライブ配信など、web 上でほぼリアルタイムで配信できるようにすること。(個人情報保護の観点からモザイク処理を施し個人の特足をできないように配慮する

こと。)

※配信用端末 PC 接続等一式を含むこと。但し、インターネット環境（無線ラン）は市の負担とし配信用端末と無線で接続すること。

② 待合室の混雑緩和のため、来客者のスマホで自分の順番がわかる機能を有すること。

2 設置工事期間

令和5年5月5日(金)までに設置を完了すること。

※工事の詳細については、事前に市と協議の上決定する。

※上記期間までに稼働テストを終了し、正常稼働を確認すること。

3 その他

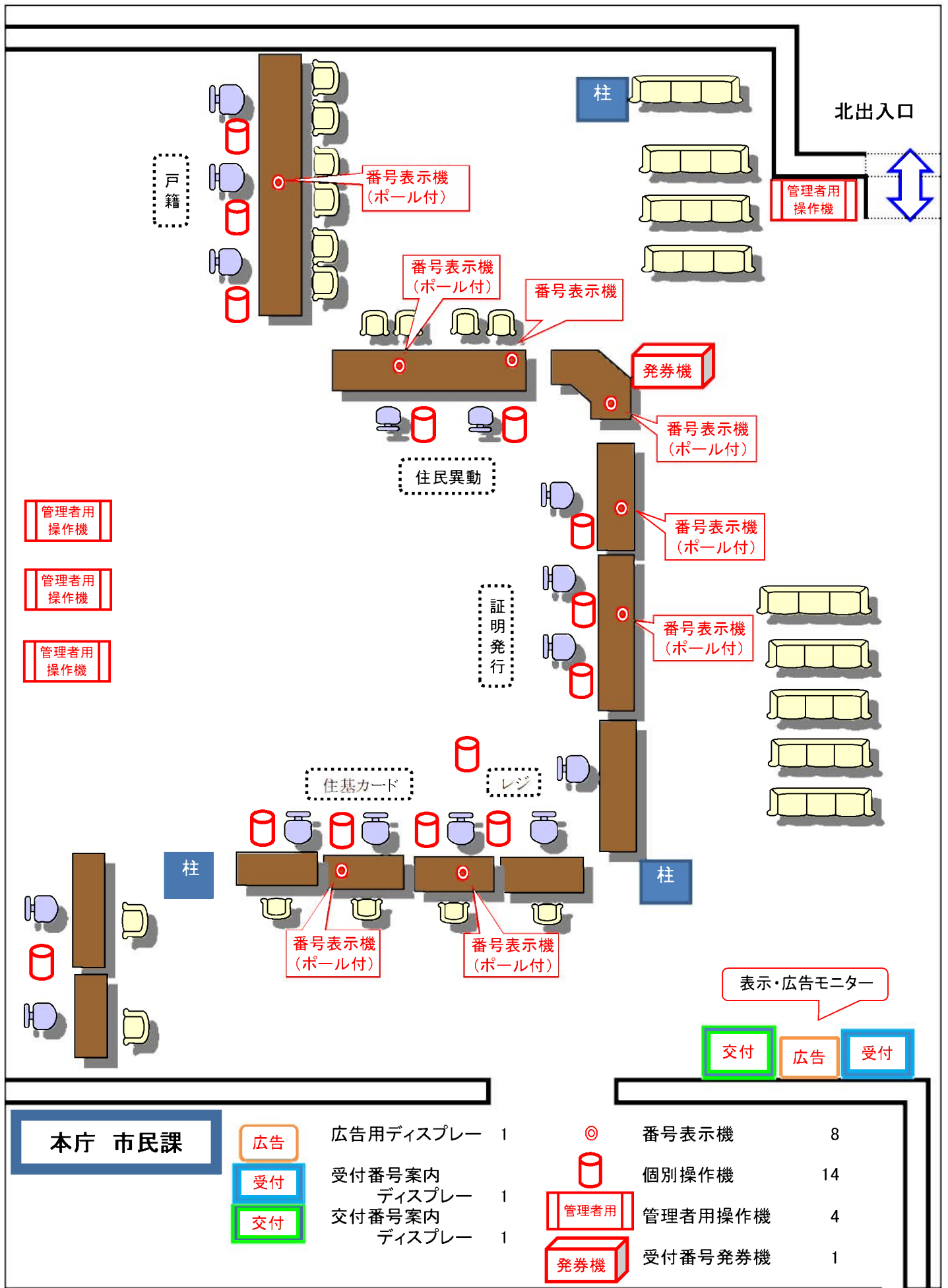
(1) 機器等の導入における職員等に対する稼働前の事前操作研修を行うこと。

(2) 機器類の設置については、それぞれの施設の責任者と十分調整すること。





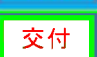


(3) 事務所移転等により機器等の移設があった場合の経費については、本市負担で行うものとする。

(4) 現状のサインパネルに合わせた表示が出来るようにシステム構築をすること。

以 上



本庁 市民課

	広告用ディスプレイ	1		番号表示機	8
	受付番号案内 ディスプレイ	1		個別操作機	14
	交付番号案内 ディスプレイ	1		管理者用 操作機	4
				受付番号 発券機	1

阪神尼崎 サービスセンター

管理者用
操作機

番号表示機

国保等

番号表示機

税証明等

広告

広告用ディスプレイ 1

受付

受付番号案内
ディスプレイ 1

交付

交付番号案内
ディスプレイ 1

表示・広告モニター
(天井吊り)

広告

戸籍

◎

番号表示機 4

番号表示機

管理者用
操作機

管理者用操作機 2

番号表示機

住民異動

個別操作機

個別操作機 6

発券機

受付番号発券機 1

証明発行

銀行

管理者用
操作機

発券機

受付

交付

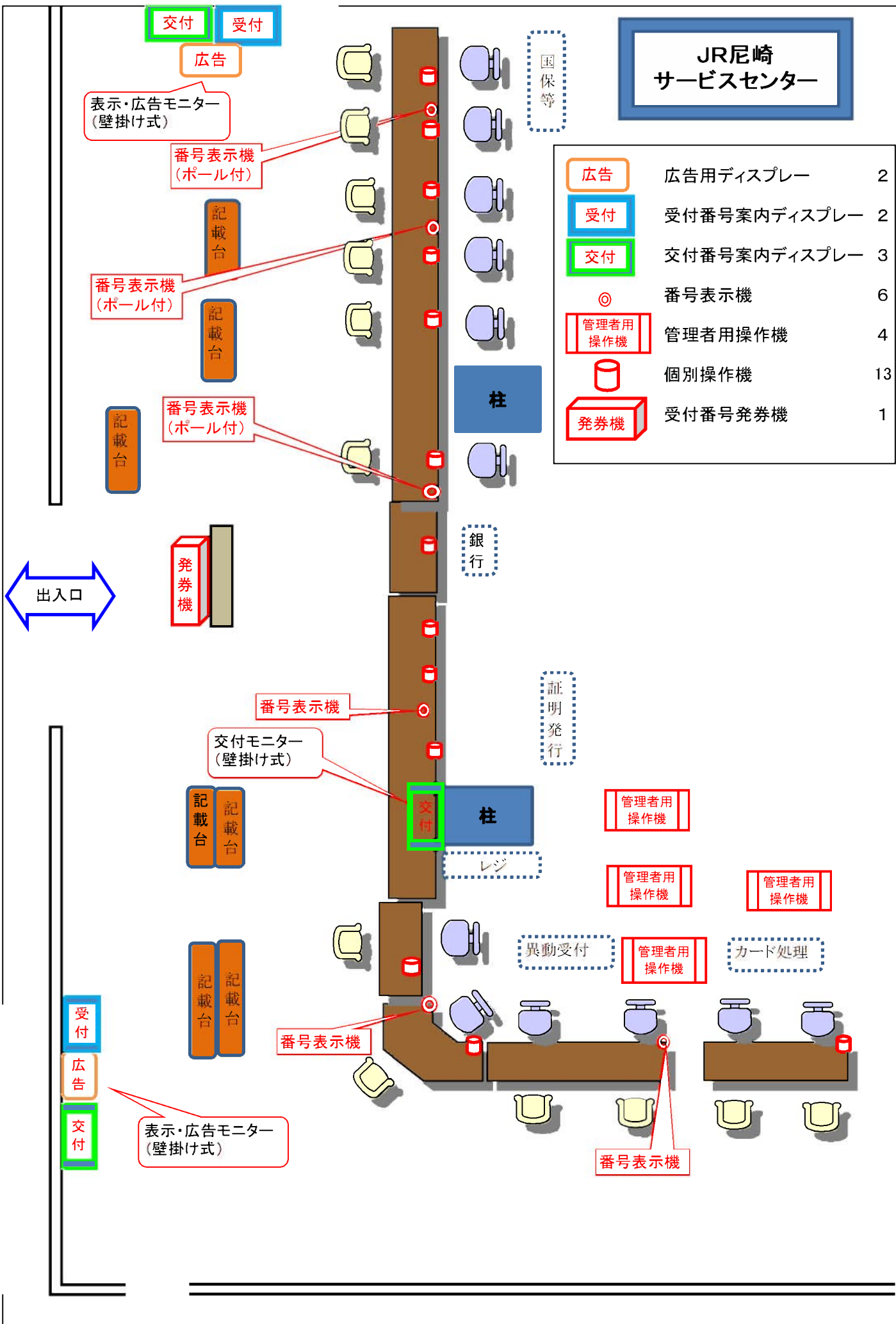
記載台

記載台

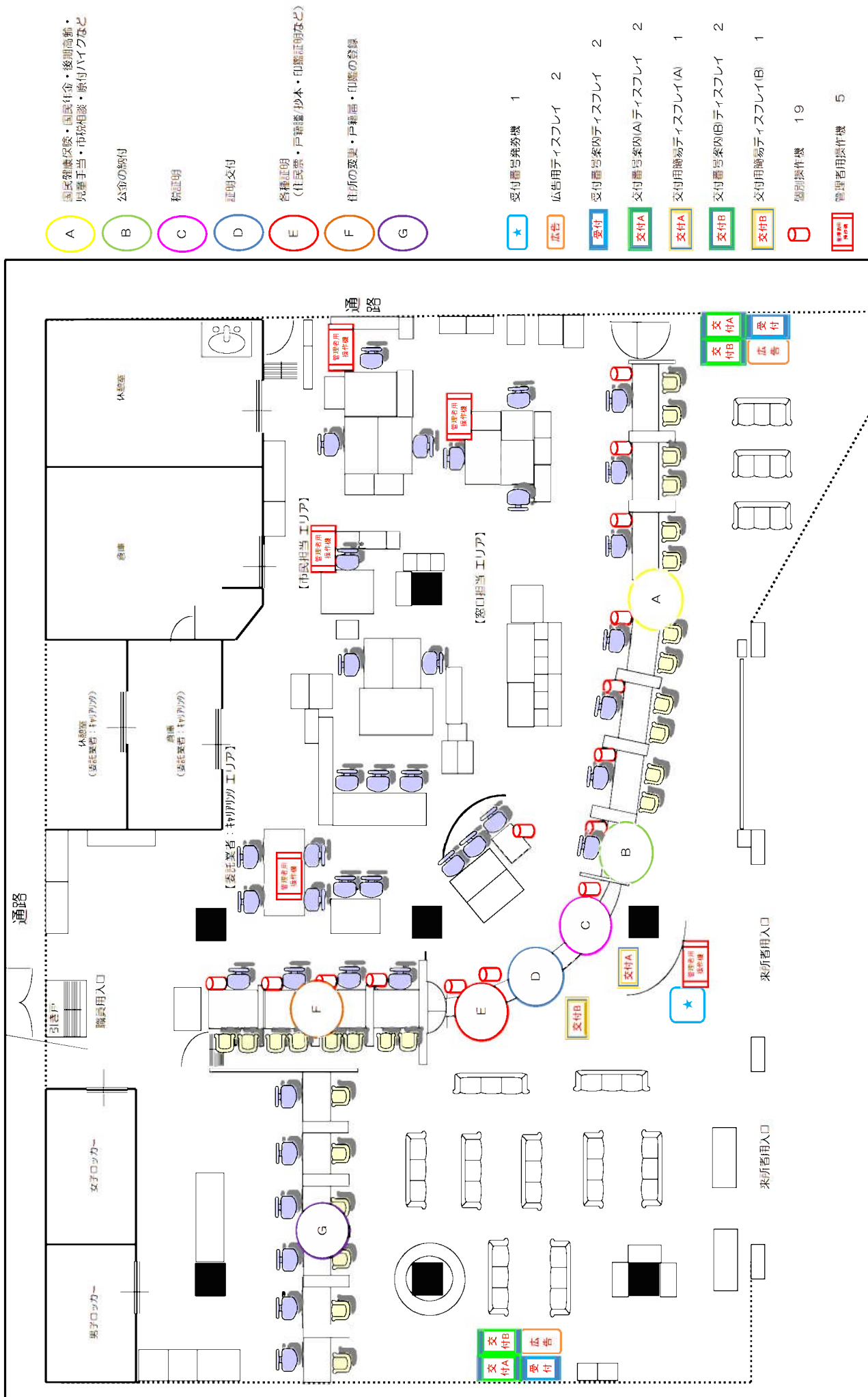
出入口

JR尼崎 サービスセンター

広告	広告用ディスプレイ	2
受付	受付番号案内ディスプレイ	2
交付	交付番号案内ディスプレイ	3
◎	番号表示機	6
管理者用操作機	管理者用操作機	4
個別操作機	個別操作機	13
発券機	受付番号発券機	1



阪急塚口サービスセンター配置図



尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム 設置及び運用事業申込書

尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム設置及び運用事業の応募にあたり、募集要項の内容をすべて満たし、必要書類を添えて次のとおり申し込みます。

尼崎市長 宛

申込年月日		令和 年 月 日
事業 者	所在地	(-)
	法人名及び 代表者氏名	※代表者の職も記入し、代表者印を押印してください。
連絡 先	担当者	
	部 署	
	役 職	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	
誓約事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎市の広告関係規定を遵守します。 ・ 法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税、固定資産税、法人市民税並びに市民税の滞納はありません。

(添付書類)

- 企画提案書（別紙）（8部）
 - 法人概要書（会社案内のパフレット等）
 - 類似業務の実績を示す資料
 - 誓約書
 - 設置する広告付き番号案内表示システムのカタログ（使用・寸法・消費電力等がわかるもの）
 - 決算関係書類（直近3期分の損益計算書、貸借対照表）
 - 登記事項証明書（現に効力のあるもの）（原本）
 - 印鑑登録証明書（現に効力のあるもの）（原本）
- ※ 添付があるものについては、スペース（）へチェック（）を付してください。

企 画 提 案 書

1 事 業 者	法人名				
	所在地				
	主として営む事業				
	本市の業者登録名簿への登録	登録の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録種目		
2 企画概要		※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。			
3 提案金額(消費税込み)		_____円 ※金額は通年(1年間)での広告料(使用料・含む)を記入してください。			
4 類 似 業 務 の 実 績	年度	自治体名	広告媒体名	数量	取扱広告主数
	(注)内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。				
5 広告主の募集		広告主見込数 (うち市内分) 社 (社)	想定される左記の広告主 の業種	広告主の募集方法等	
6 機器等に係る仕様、規格、設置台数及び設置方法		※記載に代えて明文化されたものの提出によっても構いません。			
7 機器等の保守、維持管理体制		※記載に代えて作業スケジュール表の提出によっても構いません。			
8 広告の募集及び内部審査方法		※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。			

9 行政情報の発信方法	※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。
10 機器等の故障及び緊急時等の対応方法	※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。
11 設置工事スケジュール	※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。

企画提案書記載要領

1 事業者について

- (1)「法人名」及び「所在地」については、申込書の記載内容と整合性を図ってください。
- (2)「主として営む事業」へは、単に「〇〇事業」とのみ記載するのではなく、具体的に記入してください。
- (3)「本市の登録業者名簿への登録」の「登録の有無」へは、該当する方の□へチェックするとともに、登録種目を記入してください。

2 企画概要について

別紙で添付していただく企画書には、少なくとも以下の項目を盛り込んでください。

- (1)広告付き番号案内表示システムの仕様書及びデザイン等の図面・写真等（パンフレット等）
- (2)広告付き番号案内表示システムの設置位置及び配置した場合の完成予想図
- (3)映像データの配信方法、広告及び行政情報の構成比
- (4)行政情報の制作・更新方法及びデザイン
- (5)施行管理の方法（メンテナンス、破損時の対応、事故保険など、保守管理に関する内容）

3 提案金額について

提案金額は通年（1年間）のものとし、広告料（使用料等含む）を消費税込みの金額で記入してください。

4 類似業務の実績について

- (1)類似業務とは、自治体の施設を活用して広告付き番号案内システムを利用した動画広告の放映を行う業務を指します。
- (2)実績が多数あって記載しきれない場合には、総数を記入し、本業務と広告媒体・数量などが似通った事例を優先して記入してください（記載欄の内容が把握できるものであれば、別紙でも可）。

5 広告主の募集について

- (1)「広告主見込数」へは、今回の提案において確保できると考えられる広告主見込数を記入し、そのうち市内分をカッコ書きしてください。
- (2)「想定される左記の広告主の業種」は、「〇〇業」などの記入で十分であり、具体的な企業名までは必要ありません。
- (3)「広告主の募集方法等」へは、広告主の具体的な募集方法を提案してください。記入にあたっては(1)の「広告主見込数」が確実に確保できると判断されるような内容となるよう留意してください。

※上記はいずれも現段階での見込みであり、業務遂行に当たっての条件とすることは考えていませんが、「類似業務の実績」等を踏まえ、現実可能と考えられる範囲で提案してください。

6 事業者の広告掲載方針について

広告主募集にあたり、事業者において準拠する広告掲載方針（募集・掲載を規制する業種・事業者、募集・掲載を規制する広告内容などの定め）がある場合には、その内容について記入してください（明文化している場合には別紙でも可）。

7 設置までのスケジュールについて

動画広告放映までに、広告主募集、広告内容審査、広告付き番号案内表示システム設置等の作業が必要となりますが、その作業スケジュールについて記入してください（作業スケジュール表の提出でも可）。

8 問い合わせ等への対応体制について

放映期間中に第三者から内容等に係る問い合わせや苦情があった場合の体制等について記入してください（記載欄の内容が把握できるものであれば別紙でも可）。

誓約書

尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム設置に伴う広告事業者プロポーザルの募集に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム設置に伴う広告事業者プロポーザルの募集要項の内容をすべて承知しています。
- 2 広告付き番号案内表示システム設置に伴う使用許可等を受ける内容、状況を把握しています。
- 3 尼崎市本庁市民課窓口等への広告付き番号案内表示システム設置及び運用事業者プロポーザルの募集要項における応募資格の内容をすべて満たしています。
- 4 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 5 市長から役員等の氏名その他の上記4に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供します。
- 6 暴力団等から公募物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
- 7 募集物件への暴力団等の関与を排除するために募集物件に係る契約が解除されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

令和 年 月 日

尼崎市長あて

住所（所在地）

〒

氏名（企業名及び代表者名）



第 4 号様式

(表面)

行政財産使用許可申請書		
令和 年 月 日		
尼崎市長あて		
申請者		
住 所		
氏 名 (印)		
連帯保証人		
住 所		
氏 名 (印)		
<p>次のとおり行政財産の使用の許可を申請します。</p> <p>なお、上記連帯保証人は、この許可があったときは、上記申請者と連帯してこの許可に関する一切の責任を負います。</p>		
使用物件	名 称	尼崎市本庁舎 1 階市民課、国保年金課
	所 在	尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
	地 目 又 は 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	数 量	4 m ² (モニター 2 台)
使 用 目 的		広告用モニター設置のため
使 用 期 間		令和 5 年 5 月 6 日から 令和 9 年 1 2 月 2 8 日まで
使 用 料		ご指示のとおり
使用責任者	住 所	
	氏 名	
添 付 書 類		使用計画書(企画提案書)、登記事項証明書

(裏面)

誓 約 事 項

表記の申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 表記使用物件の使用が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することにならないこと。
- 2 市長から役員等の氏名その他の上記1に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 3 暴力団、条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）から表記使用物件の使用の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 4 表記使用物件への暴力団等の関与を排除するために当該物件の使用の許可が取り消されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行わないこと。

第 4 号様式

(表面)

行政財産使用許可申請書		
令和 年 月 日		
尼崎市長あて		
申請者		
住 所		
氏 名 (印)		
連帯保証人		
住 所		
氏 名 (印)		
<p>次のとおり行政財産の使用の許可を申請します。</p> <p>なお、上記連帯保証人は、この許可があったときは、上記申請者と連帯してこの許可に関する一切の責任を負います。</p>		
使用物件	名 称	開明庁舎（阪神尼崎サービスセンター）
	所 在	尼崎市開明町 2 丁目 1 - 1
	地 目 又 は 構 造	鉄筋コンクリート造
	数 量	2 m ² （モニター 1 台）
使 用 目 的		広告用モニター設置のため
使 用 期 間		令和 5 年 5 月 6 日から 令和 9 年 1 2 月 2 8 日まで
使 用 料		ご指示のとおり
使用責任者	住 所	
	氏 名	
添 付 書 類		使用計画書(企画提案書)、登記事項証明書

(裏面)

誓 約 事 項

表記の申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 表記使用物件の使用が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することにならないこと。
- 2 市長から役員等の氏名その他の上記1に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 3 暴力団、条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）から表記使用物件の使用の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 4 表記使用物件への暴力団等の関与を排除するために当該物件の使用の許可が取り消されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行わないこと。

第 8 号様式

(表面)

公有財産貸付申請書		
令和 年 月 日		
<p>尼崎市長あて</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (印)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (印)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
<p>次のとおり公有財産の借受けを申請します。</p> <p>なお、上記連帯保証人は、この物件を借り受けたときは、上記申請者と連帯してこの借受けに関する一切の責任を負います。</p>		
借 受 物 件	区 分	建物
	所 在	尼崎市潮江 1-4-5 アミング潮江プラスチックいきいき館 3 階
	地目又は構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	数 量	4 m ² (モニター 2 台)
借 受 目 的	広告用モニターの設置のため	
借 受 期 間	令和 5 年 5 月 6 日から 令和 9 年 1 2 月 2 8 日まで	
貸 付 料	御指示のとおり	
添 付 書 類	使用計画書(企画提案書)、登記事項証明書	

(裏面)

誓 約 事 項

表記の申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しないこと。
- 2 市長から役員等の氏名その他の上記1に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 3 暴力団等から表記借受物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 4 表記借受物件への暴力団等の関与を排除するために当該物件の貸付契約が解除されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行わないこと。

第 8 号様式

(表面)

公有財産貸付申請書		
令和 年 月 日		
<p>尼崎市長あて</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者</p> <p style="margin-left: 200px;">住 所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏 名 (印)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="margin-left: 200px;">連帯保証人</p> <p style="margin-left: 200px;">住 所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏 名 (印)</p>		
<p>次のとおり公有財産の借受けを申請します。</p> <p>なお、上記連帯保証人は、この物件を借り受けたときは、上記申請者と連帯してこの借受けに関する一切の責任を負います。</p>		
借 受 物 件	区 分	建物
	所 在	尼崎市南塚口町 2 丁目 1-1-401 塚口さんさんタウン 1 番館 4 階
	地目又は構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	数 量	4 m ² (モニター 2 台)
借 受 目 的	広告用モニターの設置のため	
借 受 期 間	令和 5 年 5 月 6 日から 令和 9 年 1 2 月 2 8 日まで	
貸 付 料	御指示のとおり	
添 付 書 類	使用計画書(企画提案書)、登記事項証明書	

(裏面)

誓 約 事 項

表記の申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しないこと。
- 2 市長から役員等の氏名その他の上記1に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 3 暴力団等から表記借受物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 4 表記借受物件への暴力団等の関与を排除するために当該物件の貸付契約が解除されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行わないこと。

尼崎市広告掲載要綱

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産に民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めることにより、もって市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市の WEB ページ

ウ その他の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 局長 尼崎市事務分掌条例（昭和 4 2 年尼崎市条例第 1 6 号）第 1 条に規定する局及び室の長、会計管理者、消防局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び議会事務局長をいう。

(広告掲載基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告（あいさつを目的としていないなど、広告掲載が適当と認められる個人又は法人を除く。）

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

(9) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(10) その他、広告掲載をする広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類等)

第 4 条 資産統括局長及び広告媒体に関する事務を所管する局長（以下「広告媒体所管局

長」という。)は、広告掲載をするに当たっては、広告を掲載する広告媒体の種類、広告の規格、掲載位置及び掲載料、広告掲載をする者の選定方法等で、この要綱に定めるもの以外のものを、別途定めるものとする。

- 2 広告掲載に係る契約その他の手続は、すべて広告掲載をする広告媒体に関する事務を所管する課（以下「所管課」という。）において処理するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、前条第1項の規定により定められた手続に従い、広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第6条 広告掲載の可否の決定は、広告媒体所管局長が行う。

- 2 広告媒体所管局長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合、第9条第1項に規定する尼崎市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

(広告掲載をする者の責任等)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告掲載をする者の負担とする。

(広告掲載のとりやめ)

第8条 広告媒体所管局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載をとりやめることができる。

- (1) 広告掲載をしている広告が、第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 広告掲載をしている広告が、第3条第2項の規定に基づき定められた基準に抵触するとき。
- (3) 広告掲載をする者が、広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(審査委員会)

第9条 広告掲載の可否を審査するため、尼崎市広告審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

- 2 審査委員会に委員長及び委員を置く。
- 3 委員長は資産統括局財務部長を、委員は危機管理安全局危機管理安全部生活安全課長、総合政策局政策部広報課長、総合政策局協働部ダイバーシティ推進課長、資産統括局財務部財政課長、こども青少年局こども青少年部青少年課長をもって充てる。
- 4 審査委員会に、広告掲載の可否を審査させるため特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 5 臨時委員は、広告媒体又は広告の内容に関連する事務を所管する課の課長をもって充てる。
- 6 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

- 第10条 審査委員会は、広告媒体所管局長から要請があったときに、委員長が招集する。
- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
 - 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 5 審査委員会は、所管課の課長を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めるものとする。
 - 6 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務等)

- 第11条 審査委員会の庶務は、資産統括局財務部財政課において処理する。
- 2 前2条及び前項に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、資産統括局長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

尼崎市広告掲載基準

制定	平成 19 年 11 月 7 日
一部改正	平成 20 年 9 月 25 日
一部改正	平成 21 年 3 月 19 日
一部改正	平成 22 年 9 月 15 日
一部改正	平成 25 年 9 月 27 日
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、尼崎市広告掲載要綱第 3 条第 2 項に規定する基準として、定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 尼崎市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第 3 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第 4 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に係る業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引又は業務提供誘引販売取引に係る業種
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

- (14) 行政機関から是正命令等の不利益処分を前提とした行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 尼崎市税を滞納している事業者
- (16) 尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者である事業者
- (17) 各種法令に違反しているもの

(掲載基準)

第 5 条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
 - ケ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - コ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - サ 虚偽の内容を表示するもの
 - シ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - ス 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - セ 責任の所在が明確でないもの
 - ソ 広告の内容が明確でないもの
 - タ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEB ページに関する基準)

第6条 WEB ページへの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

- 2 他の WEB ページを集合し、情報提供することを主たる目的とする WEB ページで、尼崎市広告掲載要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱う WEB ページを閲覧者に斡旋又は紹介している WEB ページの広告は掲載しない。

(業種ごとの基準)

第7条 業種ごとの基準は、次のとおりとする。

1 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設、が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法第6条の5から第6条の7までの規定、厚生労働省が定める「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（医療広告ガイドライン）、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針」（医療機関ホームページガイドライン）等に反しないこと。
- (2) 不明な点は、尼崎市健康福祉局保健部保健企画課へ確認する。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は、掲載することができない。
- (4) 不明な点は、尼崎市健康福祉局保健企画課へ確認する。

8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条までの規定、厚生労働省が定める医薬品等適正広告基準等に反しないこと。
- (2) 広告対象の事業を行う事業者が、管轄の地方公共団体の薬務担当課で広告内容についての確認を得ること。

9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- (1) 健康増進法第31条、食品衛生法第20条その他関係法令等の規定に反しないこと。
- (2) 広告対象の事業を行う事業者が、管轄の地方公共団体の食品担当課及び薬務担当課

で広告内容についての確認を得ること。

10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（介護老人保健施設を除く。）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：尼崎市事業受託事業者 等

(2) 有料老人ホーム

(1)に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型」及び「有料老人ホームの表示事項」の各類型及び表示事項はすべて表示すること。

イ 当該施設を管轄する地方公共団体の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に抵触しないこと。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省及び厚生労働省が定める「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 22 条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」に反しないこと。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法第 98 条の規定に反しないこと。

11 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の許可に係る許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告については、名称、所在地、電話番号、免許証番号（宅地建物取引業法第 3 条第 1 項に規定する免許の免許証番号をいう。）等を明記する。

(2) 不動産の取引に関する広告の明記事項については、次に定めるところによる。

ア 紙媒体（市報等）

不動産の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）及び不動産の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「規則」という。）の規定に従うこと。この場合

において、当該紙媒体の規則別表 1 から別表 10 までに定める媒体の適用については、別途広告媒体主管課と協議すること。

イ インターネット（市ホームページ等）

規約及び規則の規定に従うこと。

ウ その他の媒体

規約及び規則の規定に倣い、別途広告媒体主管課と協議すること。

(3) (2) に定めるもののほか、表示の内容、方法その他の各種基準については、規約、規則、不動産の表示に関する公正競争規約実施細則、不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則（以下これらを「規約等」という。）に従うこととし、規約等に定められていない事項で必要と認められるものについては、別途広告媒体主管課と協議すること。

(4) 不動産の取引に関する広告において、契約を急がせる旨の内容は、表示しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

13 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等

各業に関する法令及び資格者団体等の定める広告規制等に反しないこと。

14 旅行業

(1) 旅行業法第 12 条の 7 及び第 12 条の 8 の規定、旅行業公正取引協議会が定める公正競争規約等に反しないこと。

(2) 不当表示でないこと。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

15 通信販売業

特定商取引に関する法律第 11 条及び第 12 条その他関係法令等の規定に反しないこと。

16 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

17 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

18 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

19 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要とされる法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を受けていない場合は、一般廃棄物を収集し、又は運搬することができることをうかがわせるような表示をすることはできない。
例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄 等

20 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示は、してはならない。

21 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等

22 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

23 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

24 その他表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

ア 広告対象の事業を行う事業者が法人である場合は、その法人名（商業登記に登録されている名称）、を表示すること。

イ 広告対象の事業を行う事業者が法人格を有しない団体又は個人事業者である場合には、責任の所在を明らかにするために、その代表者名を表示すること。ただし、病院等のように法令に基づき代表者等の情報が公表されているものや、営業に当たり法令の規定による許可等を受けなければならない業種においてその許可番号等を表示する場合は、代表者名の表示は省略することができる。

ウ 広告対象の事業を行う事業者の①主たる事務所又は広告対象の事業所の所在地及び②当該事務所又は事業所の連絡先の両方を表示すること。なお、連絡先の電話番号については、固定電話の番号を表示するものとし、携帯電話、PHS等の番号のみの表示は認めない。

(5) 肖像権・著作権

権利者の許諾を得ているなど、権利侵害をしていないこと。

(6) 宝石の販売

虚偽の事実を表示しないこと。

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

薬事法に基づく輸入販売業の許可等法令の規定による許可等が必要な場合は、これらの許可等を受けていること。

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：「お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等」

以 上

